

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

| | | | |
|-----------|--|-------|----------|
| 番 号 | 請 願 第 4 号 | 受理年月日 | 令和3年2月5日 |
| 件 名 | 安城市議会において「事前審査の禁止」を求める請願 | | |
| 提 出 者 | 森 三 長 他4名 | | |
| 紹 介 議 員 | 白 山 松 美 | | |
| 付 託 委 員 会 | 議会運営委員会 | | |
| 要 旨 | <p>請願の趣旨</p> <p>安城市議会では地方自治法第115条1項の『会議の公開』、及び自治基本条例の第10条2項と議会基本条例の前文と第2条3項の『開かれた議会』に反した議会運営がされているのではないかと、住民として疑問を持つものであります。</p> <p>たとえば、議案等説明会や各派代表者会議において議案や請願・陳情、及び議会運営等について議員と執行部側、及び議員間で議論されることがあると聞いております。</p> <p>議案等説明会や各派代表者会議は、いずれも非公開となっています。</p> <p>住民としては『聞いている』としか表現できないことをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、この2つの会議は地方自治法第115条1項に示された秘密会議ではありません。</p> <p>しかし、会議参加者以外が会議内容を直接知ることはできず、故に、議案等説明会や各派代表者会議では違法な事前審査が行われているのではないかと疑わざるを得ません。</p> <p>実際、議員から事前審査に当たる質疑がしばしば行われていると聞いております。</p> <p>ただし、議案について議員の皆様がより正しく理解を深めるために、執行部からの説明がされることは事前審査には当たらないと考えます。</p> <p>執行部には、事前審査に当たる質疑等に対しては、毅然と拒否をする姿勢を示すことを要望します。質疑等は、公式会議の中だけで行っていただきたい。</p> <p>事前審査の問題を解決するためには刈谷市議会に良い事例があります。</p> <p>議案等説明会は行政課だけで行い、議案等の所管課は基本的に参加しない。</p> <p>その他、効果的及び効率的にも党派ごとに分けて行わず、全議員の前で、1回で済みます。</p> <p>また、各派代表者会議は、事前審査という視点以外に、その人選等においても市議会のあるべき姿とは異質なものになっているようです。</p> <p>本請願での事前審査の禁止と併せて、別請願での各派代表者会議のあり方の是非、及び要・不要も含めて検討をお願いします。</p> | | |
| | <p>請願事項</p> <p>執行部との質疑、及び議員間での議論や審査等は公開会議で行うこととし、非公開会議での事前審査は違法であり、やめていただくことを請願します。</p> <p>なお、本請願に賛同いただけない場合は、確固たる法的根拠を示して、論理的な説明をお願いします。</p> <p>なお、本請願について、議員の皆様から質問があれば、当方でその返答に最善を尽くすため、常任委員会で審議される5日前までに連絡をお願い致します。</p> | | |